

○ 平成31年度食料産業・6次産業化交付金交付要綱新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">食料産業・6次産業化交付金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">農林水産事務次官依命通知 制定 平成30年3月30日 29食産第5355号 <u>一部改正 平成31年3月29日 30食産第5314号</u></p> <p>第1～第14（略）</p> <p>（交付決定の取消等）</p> <p>第15 地方農政局長等は、第8第1項第3号の規定による交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定を準用する。</p> <p>第16～第19（略）</p> <p>（間接交付金交付の際付すべき条件）</p> <p>第20 都道府県知事は、事業実施主体に交付金を交付するときは、本要綱第4から第19まで（第6を除く。）の規定に準ずる条件を付さなければならない。</p> <p>また、都道府県知事は、地方公共団体以外の事業実施主体に交付金を交付するときは、当該事業実施主体に対し、<u>次の（1）から（4）までに掲げる条件を、地方公共団体が事業実施主体の場合には（3）及び（4）に掲げる条件を、それぞれ付さなければならない。</u></p> <p>（1）事業実施主体は、間接交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。</p> <p>（2）事業実施主体は、（1）により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加する者に対し、別記様式第10号により指名停止等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。</p>	<p style="text-align: center;">食料産業・6次産業化交付金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">農林水産事務次官依命通知 制定 平成30年3月30日 29食産第5355号</p> <p>第1～第14（略）</p> <p>（交付決定の取消等）</p> <p>第15 地方農政局長等は、第8第1項第3号の規定による交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第13第3項の規定を準用する。</p> <p>第16～第19（略）</p> <p>（間接交付金交付の際付すべき条件）</p> <p>第20 都道府県知事は、事業実施主体に交付金を交付するときは、本要綱第4から第19まで（第6を除く。）の規定に準ずる条件を付さなければならない。</p> <p>また、都道府県知事は、地方公共団体以外の事業実施主体に交付金を交付するときは、当該事業実施主体に対し、<u>次に掲げる条件を付さなければならない。</u></p> <p>（1）事業実施主体は、間接交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。</p> <p>（2）事業実施主体は、（1）により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加する者に対し、別記様式第10号により指名停止等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。</p>

(3) 事業実施主体が間接交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容が交付申請書に具体的に記載してある場合は、「本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと」という条件を付されたうえで都道府県知事の承認を受けたものとする。

(4) (3) のとき、都道府県知事は、「本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと」という条件を付されたうえで、地方農政局長等の承認を受けたものとする。

(3) 事業実施主体が間接交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容が交付申請書に具体的に記載してある場合は、「本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと」という条件を付されたうえで都道府県知事の承認を受けたものとする。

(4) (3) のとき、都道府県知事は、「本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと」という条件を付されたうえで、地方農政局長等の承認を受けたものとする。

別表（第2、第3、第9関係）

区分	経費	交付率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 食料産業・6次産業化推進交付金	1 加工・直売の推進事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 (1) 加工・直売の支援体制整備事業 (2) 加工・直売の推進支援事業	定額 定額（1/3 以内 （ただし、市町村が定める当該市町村の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町村が認めるものにあつては、1/2 以内） （ただし、実施要綱別記1-2の第1の4の(1)のエに掲げる取組にあつ	<u>交付対象事業費の減額（食料産業・6次産業化交付金の配分基準（平成30年3月30日付け29食産第5356号食料産業局長通知）の第2に掲げる不用額の発生が確実に限る。）</u>	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更

別表（第2、第3、第9関係）

区分	経費	交付率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 食料産業・6次産業化推進交付金	1 加工・直売の推進事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 (1) 加工・直売の支援体制整備事業 (2) 加工・直売の推進支援事業	定額 定額（ <u>事業費</u> の1/3 以内（ただし、市町村が定める当該市町村の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町村が認めるものにあつては、 <u>事業費</u> の1/2 以内） （ただし、実施要綱別記1-2の第1の4の(1)のエに掲		1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更

		ては、1食当たり40円を上限とする。))								
	2 地域での食育の推進事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費	定額 (1/2 以内)		1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更				2 地域での食育の推進事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費	げる取組にあつては、1食当たり40円を <u>事業費の上限</u> とする。)) 定額 (<u>事業費の</u> 1/2 以内)	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
	3 バイオマス利活用推進事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費	定額 (1/2 以内)		1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更				3 バイオマス利活用推進事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費	定額 (<u>事業費の</u> 1/2 以内)	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
	4 営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費	定額		1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更				4 営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費	定額 (<u>上限 2,000 万円</u>)	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
	<u>5 メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業</u> <u>実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</u>	定額 (ただし、 <u>実施要綱別記 5 の第 1 の 1 の (2) のうち、ア、イ、エ及びオの取組については、1/2 以内</u>)		<u>1 事業の新設又は廃止</u> <u>2 事業実施主体の変更</u>				[新設]	[新設]	[新設]
	<u>6 フードバンク活動の推進事業</u> <u>実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</u> <u>(1) 検討会の開催等</u> <u>(2) フードバンク活動支援</u>	定額 定額 (1/2 以内)		<u>1 事業の新設又は廃止</u> <u>2 事業実施主体の変更</u>				[新設]	[新設]	[新設]
	<u>7 研究開発・成果利用の促進事業</u> <u>実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</u>	定額		<u>1 事業の新設又は廃止</u> <u>2 事業実施主体の変更</u>				[新設]	[新設]	[新設]

<p>2 食料産業・6次産業化整備交付金</p>	<p>1 加工・直売施設整備事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 バイオマス利活用施設整備事業 実施要綱に基づいて行うバイオマス利活用施設の整備に要する経費 (1) 地域波及モデル施設整備支援 (2) 新たな実用化技術を活用した施設整備支援</p> <p>3 附帯事務費 都道府県が1及び2の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認又は事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討の実施に要する経費</p>	<p>定額 (3/10 以内 (実施要綱別記 8-1 の第 3 の 3 の (1) ただし書に掲げる取組にあっては、1/2 以内)。 ただし、事業実施主体に交付する交付金の額は実施要綱別記 8-1 の第 3 の 3 の (2) に定める方法により算定された額)</p> <p>定額 (1/3 以内)</p> <p>定額 (1/2 以内)</p> <p>定額 (附帯事務費の 1/2 以内)</p>		<p>1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更</p> <p>1 事業の新設又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業実施主体の変更</p>		<p>2 食料産業・6次産業化整備交付金</p>	<p>1 加工・直売施設整備事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 バイオマス利活用施設整備事業 実施要綱に基づいて行うバイオマス利活用施設の整備に要する経費 (1) 地域波及モデル施設整備支援 (2) 新たな実用化技術を活用した施設整備支援</p> <p>3 附帯事務費 都道府県が1及び2の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認又は事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討の実施に要する経費</p>	<p>定額 (<u>事業費</u>の 3/10 以内 (実施要綱別記 5-1 の第 3 の 3 の (1) ただし書に掲げる取組にあっては、<u>事業費</u>の 1/2 以内)。 ただし、事業実施主体に交付する交付金の額は実施要綱別記 5-1 の第 3 の 3 の (2) に定める方法により算定された額)</p> <p>定額 (<u>事業費</u>の 1/3 以内)</p> <p>定額 (<u>事業費</u>の 1/2 以内)</p> <p>定額 (附帯事務費の 1/2 以内)</p>		<p>1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更</p> <p>1 事業の新設又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業実施主体の変更</p>	
--------------------------	---	--	--	---	--	--------------------------	---	--	--	---	--

(注) 食料産業・6次産業化整備交付金の交付対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

(注) 食料産業・6次産業化整備交付金の交付対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

別記様式第1号（第4関係）

〇〇年度食料産業・6次産業化交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 印

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第4の規定により、食料産業・6次産業化推進交付金〇〇〇〇円、食料産業・6次産業化整備交付金〇〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

- I 事業の目的
 - II 事業の内容及び計画（又は実績）
- 注）様式は別添のとおりとする。

1 加工・直売の推進事業、地域での食育の推進事業、バイオマス利活用推進事業、営農型太陽光発電の高収益農家の実証事業、メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業、フードバンク活動の推進事業及び研究開発・成果利用の促進事業

食料産業・6次産業化推進交付金・・・様式A及び様式C

2 加工・直売施設整備事業及びバイオマス利活用施設整備事業

食料産業・6次産業化整備交付金・・・様式B及び様式C

別記様式第1号（第4関係）

様式A

- I （略）
- II 事業の内容及び計画
 - 1 食料産業・6次産業化推進交付金の対象となる事業の内容等
 - （1）事業費

別記様式第1号（第4関係）

平成〇〇年度食料産業・6次産業化交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第4の規定により、食料産業・6次産業化推進交付金〇〇〇〇円、食料産業・6次産業化整備交付金〇〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

- I 事業の目的
 - II 事業の内容及び計画（又は実績）
- 注）様式は別添のとおりとする。

1 加工・直売の推進事業、地域での食育の推進事業、バイオマス利活用推進事業及び営農型太陽光発電の高収益農家の実証事業

食料産業・6次産業化推進交付金・・・様式A及び様式C

2 加工・直売施設整備事業及びバイオマス利活用施設整備事業

食料産業・6次産業化整備交付金・・・様式B及び様式C

別記様式第1号（第4関係）

様式A

- I （略）
- II 事業の内容及び計画
 - 1 食料産業・6次産業化推進交付金の対象となる事業の内容等
 - （1）事業費

区 分	事 業 概 要	交付対象 事 業 費	負 担 区 分				備 考
			交付金	都道府県費	市町村費	その他	
加工・直売の支援体制 整備事業		円	円	円	円	円	
加工・直売の推進支援 事業							
地域での食育の推進事 業							
バイオマス利活用推進 事業							
営農型太陽光発電の高 収益農業の実証事業							
<u>メタン発酵消化液等の 肥料利用の促進事業</u>							
<u>フードバンク活動の推 進事業</u>							
<u>研究開発・成果利用の 促進事業</u>							
合 計							

- (注) 1 「事業概要」「交付対象事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。
4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

区 分	事 業 概 要	交付対象 事 業 費	負 担 区 分				備 考
			交付金	都道府県費	市町村費	その他	
加工・直売の支援体制 整備事業		円	円	円	円	円	
加工・直売の推進支援 事業							
地域での食育の推進事 業							
バイオマス利活用推進 事業							
営農型太陽光発電の高 収益農業の実証事業							
[新設]							
[新設]							
[新設]							
合 計							

- (注) 1 「事業概要」「交付対象事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円」）を記入すること。
4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式B

I (略)
II 事業の内容及び実績

1 食料産業・6次産業化整備交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区分	事業概要	交付対象 事業費 (A)= (B)+(C)+(D) +(E)+(F)	負担区分					交付金 (F)	備考
			自己資金		地方公共団体等による助成金				
			(B)	うち 貸付金	都道府県 (C)	市町村 (D)	その他 (E)		
加工・直売 施設整備事業				円		円	円		
バイオマス利活用 施設整備事業									
合計	事業費								
	附帯 事務費								
	計								

- (注) 1 「事業概要」「交付対象事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。
3 整備事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について制度資金による融資を受ける場合において、交付申請と併せて当該担保に供することを地方農政局長等に承認申請する場合は、「融資該当有」と記入の上、下表を作成し、添付すること。
4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(2) 附帯事務費

事業内容	交付対象事業費	負担区分				備考
		交付金	都道府県費	市町村費	その他	

様式B

I (略)
II 事業の内容及び計画

1 食料産業・6次産業化整備交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区分	事業概要	交付対象 事業費 (A)= (B)+(C)+(D) +(E)+(F)	負担区分					交付金 (F)	備考
			自己資金		地方公共団体等による助成金				
			(B)	うち 貸付金	都道府県 (C)	市町村 (D)	その他 (E)		
加工・直売 施設整備事業				円		円	円		
バイオマス利活用 施設整備事業									
合計	事業費								
	附帯 事務費								
	計								

- (注) 1 「事業概要」「交付対象事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円」）を記入すること。
3 整備事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について制度資金による融資を受ける場合において、交付申請と併せて当該担保に供することを地方農政局長等に承認申請する場合は、「融資該当有」と記入の上、下表を作成し、添付すること。
4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(2) 附帯事務費

事業内容	交付対象事業費	負担区分				備考
		交付金	都道府県費	市町村費	その他	

	円	円	円	円	円	
合 計						

	円	円	円	円	円	
合 計						

(注) 1 事業内容欄は、実施要綱別記8-2及び別記9-2の別表2に定める附帯事務費の用途基準により記入すること。
2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

(注) 1 事業内容欄は、実施要綱別記5-2及び別記6-2の別表2に定める附帯事務費の用途基準により記入すること。
2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

様式C

III 経費の配分及び負担区分

区 分	交付対象 事業費 (A)= <u>(B)+(C)+(D)</u> <u>+(E)+(F)</u>	負 担 区 分					備 考
		自己資金		地方公共団体等による助成金			
		<u>(B)</u>	うち 貸付金	都道府県 <u>(C)</u>	市町村 <u>(D)</u>	その他 <u>(E)</u>	
1 食料産業・6次産業化推進交付金	円			円	円	円	
2 食料産業・6次産業化整備交付金							
ア 事業費							
イ 附帯事務費							
合 計							

IV～VI (略)

別記様式第2号 (第8関係)

〇〇年度食料産業・6次産業化交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

様式C

III 経費の配分及び負担区分

区 分	交付対象 事業費 (A)= <u>(C)+(D)+(E)</u> <u>+(F)+(G)</u>	事業に 要する経費 <u>(B)=(D)+(G)</u>	負 担 区 分				備 考
			自己資金		地方公共団体等による助成金		
			<u>(C)</u>	うち 貸付金	都道府県 <u>(D)</u>	市町村 <u>(E)</u>	
1 食料産業・6次産業化推進交付金	円	円			円	円	円
2 食料産業・6次産業化整備交付金							
ア 事業費							
イ 附帯事務費							
合 計							

IV～VI (略)

別記様式第2号 (第8関係)

平成〇〇年度食料産業・6次産業化交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第8の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
 この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
 また、添付書類については、交付金交付申請書に添付したのから変更があったものに限り添付すること。
- 2 交付金の額が増額する場合は、件名の「食料産業・6次産業化交付金変更承認申請書」を「食料産業・6次産業化交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第8の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、食料産業・6次産業化交付金交付要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第8の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
 この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
 また、添付書類については、交付金交付申請書に添付したのから変更があったものに限り添付すること。
- 2 交付金の額が増額する場合は、件名の「食料産業・6次産業化交付金変更承認申請書」を「食料産業・6次産業化交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱第8の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、食料産業・6次産業化交付金交付要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別記様式第3号（第11関係）

〇〇年度第〇四半期食料産業・6次産業化交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては
 北海道農政事務所長
 沖縄県にあっては
 内閣府沖縄総合事務局長〕

官署支出官 〇〇農政局〇〇〇〇〇 殿

〔東北、関東、九州農政局にあっては
官署支出官 〇〇農政局総務部長
北陸、東海、近畿、中国四国農政局にあっては
官署支出官 〇〇農政局総務管理官
 北海道にあっては
 官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官
 沖縄県にあっては
 官署支出官 内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印

別記様式第3号（第11関係）

平成〇〇年度第〇四半期食料産業・6次産業化交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

官署支出官 〇〇農政局総務管理官 殿

〔北海道にあっては
 北海道農政事務所長
 官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官
 沖縄県にあっては
 内閣府沖縄総合事務局長
 官署支出官 内閣府沖縄総合事務局長総務部長〕

都道府県知事 氏 名 印

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあったこの事業について、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第11の規定に基づき、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

〇年〇月〇日現在

区分	交付対象事業費	(A) 交付金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

(注) 1 交付金事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 交付金事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第4号（第12関係）（略）

〇〇年度食料産業・6次産業化交付金遂行状況報告書

年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第12の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	交付対象	事業の遂行状況	備考
----	------	---------	----

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあったこの事業について、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第11の規定に基づき、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇年〇月〇日現在

区分	交付金事業に要する経費	(A) 交付金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

(注) 1 交付金事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 交付金事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第4号（第12関係）（略）

平成〇〇年度食料産業・6次産業化交付金遂行状況報告書

年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第12の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	交付対象	事業の遂行状況	備考
----	------	---------	----

	事業費	○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの	
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日
	円	円	%	円	

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の別添様式CのⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業の実施に伴い支払が見込まれる額）を記載すること。

	事業費	平成○年○月○日までに完了したもの		平成○年○月○日以降に実施するもの	
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日
	円	円	%	円	

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の別添様式CのⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業の実施に伴い支払が見込まれる額）を記載すること。

別記様式第5号（第12関係）

○○年度食料産業・6次産業化交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿

〔北海道にあっては
北海道農政事務所長
沖縄県にあっては
内閣府沖縄総合事務局長〕
 官署支出官 ○○農政局○○○○○ 殿
 〔東北、関東、九州農政局にあっては
官署支出官 ○○農政局総務部長
北陸、東海、近畿、中国四国農政局にあっては
官署支出官 ○○農政局総務管理官
北海道にあっては
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官
沖縄県にあっては
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印

○○年○○月○○日付け○○第○○○号により交付金の交付決定の通知があったこの事業について、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第12の規定に基づき、○年○月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。
 また、併せて金○○円を概算払によって交付されたく請求する。

記

○○年○月○日現在

別記様式第5号（第12関係）

平成○○年度食料産業・6次産業化交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿

官署支出官 ○○農政局総務管理官 殿
 〔北海道にあっては
北海道農政事務所長
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官
沖縄県にあっては
内閣府沖縄総合事務局長
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局長総務部長〕

都道府県知事 氏 名 印

平成○○年○○月○○日付け○○第○○○号により交付金の交付決定の通知があったこの事業について、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第12の規定に基づき、平成○○年○月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。
 また、併せて金○○円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区分	交付対象事業費	(A) 交付金	(B) 既受領額		遂行状況報告	(C) 今回請求額		(A) - ((B)+(C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

(注) 1 交付金により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 交付金の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

平成〇〇年〇月〇日現在

区分	交付事業に要する経費	(A) 交付金	(B) 既受領額		遂行状況報告	(C) 今回請求額		(A) - ((B)+(C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

(注) 1 交付金により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 交付金の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第6号（第13第1項関係）

〇〇年度食料産業・6次産業化交付金実績報告書

番号
年月日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として食料産業・6次産業化推進交付金〇〇〇円、食料産業・6次産業化整備交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

1 加工・直売の推進事業、地域での食育の推進事業、バイオマス利活用推進事業、営農型太陽光発電の高収益農家の実証事業、メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業、フードバンク活動の推進事業及び研究開発・成

} 注) 様式は別添のとおりとする。

別記様式第6号（第13第1項関係）

平成〇〇年度食料産業・6次産業化交付金実績報告書

番号
年月日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として食料産業・6次産業化交付金〇〇〇円、食料産業・6次産業化整備交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

1 加工・直売の推進事業、地域での食育の推進事業、バイオマス利活用推進事業及び営農型太陽光発電の高収益農家の実証事業

} 注) 様式は別添のとおりとする。

果利用の促進事業

食料産業・6次産業化推進交付金・・・様式A及び様式C

2 (略)

(注) 1・2 (略)

3 添付書類については、支払い経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

また、以下の資料を添付すること。

(1) (略)

(2) 加工・直売施設整備事業にあつては、貸付機関が発行する融資証明書、その他の融資が確実に行われていることを証明する書類

(3) (略)

4 (略)

別記様式第6号 (第13第1項関係)

様式A

I (略)

II 事業の内容及び実績

1 食料産業・6次産業化推進交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	交付対象 事業費	負 担 区 分				備 考
			交付金	都道府県費	市町村費	その他	
加工・直売の支援体制 整備事業		円	円	円	円	円	
加工・直売の推進支援 事業							
地域での食育の推進事 業							
バイオマス利活用推進 事業							

食料産業・6次産業化推進交付金・・・様式A及び様式C

2 (略)

(注) 1・2 (略)

3 添付書類については、支払い経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

また、以下の資料を添付すること。

(1) (略)

(2) 加工・直売施設整備事業にあつては、食料産業局長が別に定める貸付機関が発行する融資証明書、その他の融資が確実に行われていることを証明する書類

(3) (略)

4 (略)

別記様式第6号 (第13第1項関係)

様式A

I (略)

II 事業の内容及び実績

1 食料産業・6次産業化推進交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	交付対象 事業費	負 担 区 分				備 考
			交付金	都道府県費	市町村費	その他	
加工・直売の支援体制 整備事業		円	円	円	円	円	
加工・直売の推進支援 事業							
地域での食育の推進事 業							
バイオマス利活用推進 事業							

営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業								
<u>メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業</u>								
<u>フードバンク活動の推進事業</u>								
<u>研究開発・成果利用の促進事業</u>								
合 計								

(注) 1 「事業概要」「交付対象事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
 2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
 4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式B

- I (略)
 II 事業の内容及び実績

- 1 食料産業・6次産業化整備交付金の対象となる事業の内容及び実績
 (1) 事業費

区 分	事 業 概 要	交付対象 事業費 (A)= (B)+(C)+(D) +(E)+(F)	負 担 区 分				交付金 (F)	備 考
			自己資金 (B)	地方公共団体等による助成金				
			うち 貸付金	都道府県 (C)	市町村 (D)	その他 (E)	円	
加工・直売 施設整備事業			円	円	円	円	円	
バイオマス利活用 施設整備事業								

営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業								
[新設]								
[新設]								
[新設]								
合 計								

(注) 1 「事業概要」「交付対象事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
 2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円」）を記入すること。
 4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式B

- I (略)
 II 事業の内容及び実績

- 1 食料産業・6次産業化整備交付金の対象となる事業の内容及び実績
 (1) 事業費

区 分	事 業 概 要	交付対象 事業費 (A)= (B)+(C)+(D) +(E)+(F)	負 担 区 分				交付金 (F)	備 考
			自己資金 (B)	地方公共団体等による助成金				
			うち 貸付金	都道府県 (C)	市町村 (D)	その他 (E)	円	
加工・直売 施設整備事業			円	円	円	円	円	
バイオマス利活用 施設整備事業								

合 計	事業費																	
	附帯事務費																	
	計																	

(注) 1 「事業概要」「交付対象事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
 3 整備事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について制度資金による融資を受ける場合において、交付申請と併せて当該担保に供することを地方農政局長等に承認申請する場合は、「融資該当有」と記入の上、下表を作成し、添付すること。
 4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(注) 1 「事業概要」「交付対象事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円」）を記入すること。
 3 整備事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について制度資金による融資を受ける場合において、交付申請と併せて当該担保に供することを地方農政局長等に承認申請する場合は、「融資該当有」と記入の上、下表を作成し、添付すること。
 4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(2) 附帯事務費

事業内容	交付対象事業費	負担区分				備考
		交付金	都道府県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	円	
合 計						

(注) 1 事業内容欄は、実施要綱別記 8-2 及び別記 9-2 の別表 2 に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
 2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

(2) 附帯事務費

事業内容	交付対象事業費	負担区分				備考
		交付金	都道府県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	円	
合 計						

(注) 1 事業内容欄は、実施要綱別記 5-2 及び別記 6-2 の別表 2 に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
 2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

様式C

III 経費の配分及び負担区分

区 分	交付対象事業費	負担区分			備考
		自己資金	地方公共団体等による助成金	交付金	

様式C

III 経費の配分及び負担区分

区 分	交付対象事業費 (A)=	事業に要する経費 (B)=(D)+(G)	負担区分			備考
			自己資金	地方公共団体等による助成金		

	(A) = <u>(B)+(C)+(D)</u> <u>+(E)+(F)</u>	<u>(B)</u>	うち 貸付金	都道府県 <u>(C)</u>	市町村 <u>(D)</u>	その他 <u>(E)</u>	<u>(F)</u>	
1 食料産業・6次産業化推進交付金	円			円	円	円		
2 食料産業・6次産業化整備交付金 ア 事業費 イ 附帯事務費								
合 計								

IV～VI (略)

別記様式第7号 (第13第3項関係)

〇〇年度食料産業・6次産業化交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知のあった食料産業・6次産業化交付金について、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の交付金の額の確定額（〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） 金 円

2～6 (略)

別記様式第8号 (第18関係)

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名	事業実施年度	年度	農林水産省所管交付金名								
地区											
事業の内容		工 期	経 費 の 配 分	処分制限期間	処分の状況						
事業	工種	施工箇所	着 工	しゅん工	交付対象	負 担 区 分	耐用	処分制	承認	処分の	摘要

	<u>(C)+(D)+(E)</u> <u>+(F)+(G)</u>	<u>(C)</u>	うち 貸付金	都道府県 <u>(D)</u>	市町村 <u>(E)</u>	その他 <u>(F)</u>	交付金 <u>(G)</u>
1 食料産業・6次産業化推進交付金	円	円		円	円	円	円
2 食料産業・6次産業化整備交付金 ア 事業費 イ 附帯事務費							
合 計							

IV～VI (略)

別記様式第7号 (第13第3項関係)

平成〇〇年度食料産業・6次産業化交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知のあった食料産業・6次産業化交付金について、食料産業・6次産業化交付金交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の交付金の額の確定額（平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） 金 円

2～6 (略)

別記様式第8号 (第18関係)

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名	事業実施年度	<u>平成</u> 年度	農林水産省所管交付金名								
地区											
事業の内容		工 期	経 費 の 配 分	処分制限期間	処分の状況						
事業	工種	施工箇所	着 工	しゅん工	交付対象	負 担 区 分	耐用	処分制	承認	処分の	摘要

2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。